恒川遺跡群

昭和62年度範囲確認調査概報

1988.3

長野県飯田市教育委員会

恒 川 遺 跡 群

昭和62年度範囲確認調査概報

1988.3

長野県飯田市教育委員会

昭和57年度から始まった恒川遺跡群の範囲確認調査も6年次を数え、これまで様々な成果が積み重ねられてきました。調査が始まった当初は官衙の範囲をおさえる中で、官衙址の性格の解明が進められました。調査年次を加える中で、古代の役所の中心が具体的な地点をあげて推定され、それまでより広い調査面積で集中して調査が行われるなど古代伊那郡衙の姿が徐々に浮き彫りにされつつあります。

本年度の調査地点は倉垣外地籍とともに官衙の中心である可能性が高くいとされる場所で、昨年度までの調査結果とあわせて考えていくことによって、官衙としての実体も明らかになってくるものと期待されておりました。残念ながら今回の調査では中心部であるという裏付けは得られませんでしたが、これによって倉垣外地籍周辺に官衙の中心があった可能性が一段と強まりました。さらに文化庁の担当者から専門的かつ全国的な視野に立って、中心部の抽出と調査等に関するご指導・ご助言が得られたことは何よりの成果であります。

他方、国道バイパスの周辺では民間の開発が急速に進行しつつあり、早急に保護策を講ずる必要に迫られております。そうした意味でもこの範囲確認調査の果たす役割は重要であります。

恒川遺跡群の範囲確認調査の重要性は改めて言うまでもありませんが、時宜を得た適切なご指導をいただいております文化庁をはじめとする諸機関や研究者の方々、この調査の趣旨を理解いただき快くご協力いただいた土地所有者の方々、きびしい気象条件の下で調査に従事いただいた作業員の方々ほか関係各位に感謝申し上げ、ご挨拶といたします。

昭和63年3月

飯田市教育委員会 教育長 福 島 稔

- 1. 本書は、古代伊那郡衙の内容解明と保護を進めるため国・県の補助を受け昭和62年度に実施した恒川遺跡群範囲確認緊急調査の概要報告書である。
- 2. 発掘調査は、飯田市教育委員会の直営事業として、地元座光寺地区をはじめ多くの 方々の協力を得て実施した。
- 3. 本書は調査員全体で協議の上、小林・馬場が執筆した。
- 4. 調査地点の番号は、本調査が継続事業であり、また遺跡群全体として検討することが不可欠であるので、昭和57年の調査以降を通し番号とした。本年度調査地点は第11地点である。
- 5. 本調査地点における遺構番号は、第5・6・8地点とともに薬師垣外遺跡として登録されているので、3地点の検出遺構数の合計に続けてつけていくこととする。
- 6. 本調査の出土品および諸記録は、飯田市教育委員会で管理し、飯田市考古資料館で 保管している。

次

問	査	¥	圣	過	!			••••			•••••		5
問	查	¥	且	織					••••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••	5
1	. i	調		Ī	寸					· • • • • • • • • • • • •	***************************************		····· 5
2	. :	指			導	• • •							······ 7
3		事	矟	Ş	局						••••••		····· 7
刮 3	查(の	概	要									······· 7
1	. į	調了	全地	点	の材	既要	į						····· 7
2		問			查								9
	(1)												_
	(2)	砉	ŧ	本	層								
	(3)	į	貴										
	(4)												
ŧ	٢	Ø.	5										11
								插	図	目	次		
_													
	ā	周같	īΣ	及	びぇ	責構	分布	図					10
								図	版	目	次		
	=	周垄	iΣ	全:	景								13
	周	香	周 2 3、査 1、2(3)(4)と 恒調土調 調奈掘土土 1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	周 1 2 1 1 2 1 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	周 1. 3. 査 1. 2. (1) 3. 金 1. 2. (1) 4. と 恒調土調 調奈掘土土組 香 務 概 地 査 遺 地層区 区・柱7堆 種 一種 一	西 1. 3. 查 1. 2. (1) 3. 3. 查 1. 2. (1) 3. 3. 查 1. 2. (1) 3. 3. 查 2. (1) 3. 3. 3. 3. 3. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4.	西 1. 3. 6 1. 2. 3. 6 1. 2. 3. 6 1. 2. (1) 2. 3. 6 1. 2. (1) 2. 3. 6 2. (1) 2. 3. 6 2. (1) 2. 3. 6 2. (1) 2. 3. 6 2. (1) 2. 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2 4 2	a 1. a <t< td=""><td>周 査 組 織 1. 調 査 団 2. 指 務 団 2. 指 務 房 の 調</td><td>周 査 組 織 1. 調 査 団 2. 指 導 3. 事 務 局 3. 事 概 要 1. 調 査 図 の で 高 で で で 高 で で 高 で で で 高 で で で 高 で で で 高 で で で 高 で で で 高 で で で 高 で で で で 高 で で で 高 で</td><td>周 査 組 織</td><td>周 査 組 織</td><td> 査 組 織 1. 調 査 団 2. 指 導 3. 事 務 局 3. 事 務 局 3. 調査 四 概要 2. 調 査</td></t<>	周 査 組 織 1. 調 査 団 2. 指 務 団 2. 指 務 房 の 調	周 査 組 織 1. 調 査 団 2. 指 導 3. 事 務 局 3. 事 概 要 1. 調 査 図 の で 高 で で で 高 で で 高 で で で 高 で で で 高 で で で 高 で で で 高 で で で 高 で で で 高 で で で で 高 で で で 高 で	周 査 組 織	周 査 組 織	査 組 織 1. 調 査 団 2. 指 導 3. 事 務 局 3. 事 務 局 3. 調査 四 概要 2. 調 査

I 調 査 経 過

調査開始以来6年目を数え、恒川遺跡群範囲確認調査は遺跡群の範囲や各調査地点の内容把握 提示された新しい事実等をふまえ、昨年度から官衙域の中心部分の確認と官衙址の実体把握・既 調査地点相互の関係解明の段階へと移ってきた。と同時に調査状況の進展に伴い、調査方法も従 前の線的なトレンチ調査から面的把握へと変化してきた。

昭和61年度は文化庁・奈良国立文化財研究所の指導・助言を受けて、具体的に官衙域の中心的 位置が想定された。そして、このうちの倉垣外地籍に隣接する田中地籍について面的な調査を実 施し、複雑な重複関係に因り困難を極めながらも、周辺の既調査結果との関連の中で一定の調査 成果があった。

対象地域の土地利用状況等諸般の事情から、継続した調査は思うにまかせないのが実情でありそうした状況を勘案する中で本年度は6月長野県教育委員会の指導をうけ、1月に調査地をもう1カ所の推定官衙中心部薬師垣外地籍に決定した。そして、官衙の中心的遺構の検出と、既調査で把握された諸遺構との関係等を究明すべく2月15日から3月23日まで現地調査を実施した。この間、3月9・10日文化庁文化財保護部記念物課松村恵司文部技官、長野県教育委員会文化課笹沢・芦部両指導主事が来飯して現地調査を行い、既調査結果及び検出された諸遺構・遺物等ふまえ全国的視野にたって本年度以降の調査方針についてご指導いただいた。また、3月19日現地において調査の意義や目的について深くご理解いただくため見学会を実施した。

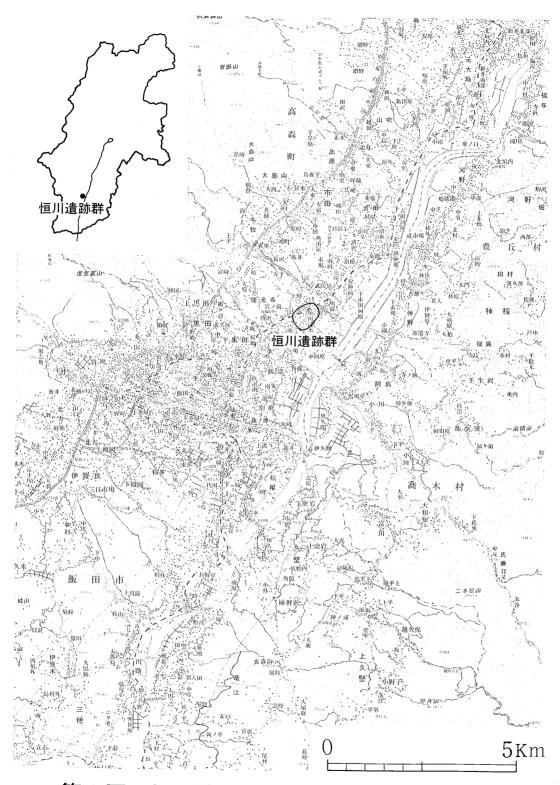
Ⅱ 調 査 組 織

1.調 杳 団

調查担当者 小林正春

調 査 員 佐々木嘉和 佐合英治 吉川豊 馬場保之

作業員 今村勝子 大島利男 北村重実 木下喜代恵 木下傳 木下当一 佐々木啓 佐々木智子 佐々木由子 高木義治 高橋収二郎 中平隆雄 福沢トシ子 古田八重子 細井光代 細田七郎 正木睦子 正木実重子 松下真幸 松下直市 溝上清見 向田一雄 森章 山田三保子 吉川政実 池田幸子 大日方富士子 唐沢古千代 川上みはる 木下玲子 櫛原勝子 小平不二子 武田恵美 丹羽由美 牧内八代 松本恭子 宮内真理子 吉川



第1図 恒川遺跡群の位置

悦子 吉川紀美子 吉沢佐紀子

2. 指 導

文 化 庁 奈良国立文化財研究所 長野県教育委員会文化課

3. 事 務 局

飯田市教育委員会 社会教育課

塩沢 正司(社会教育課長)

池田 明人(社会教育課 文化係長)

小林 正春 (同文化係)

吉川 豊(同)

馬場 保之(同)

土屋 敏美(庶務課)

■調査の概要

1. 調査地点の概要

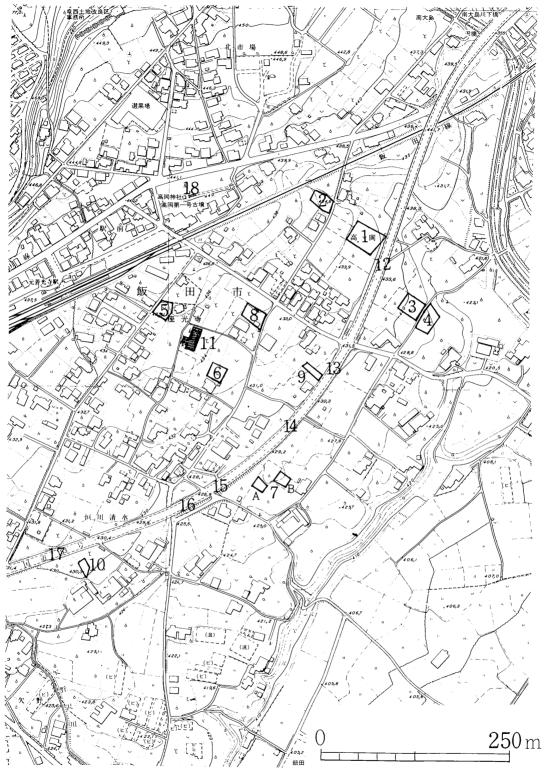
本年度調査地点は恒川遺跡群の中央部よりやや北寄りに位置する薬師垣外地籍の一画で、昭和58・60年度に範囲確認調査を行った地点に隣接する。

昭和58年度調査第5地点では、弥生時代後期初頭の集落が本遺跡群でははじめて把握され、遺跡群内における集団移動の在り方についての知見が得られた。また奈良時代の遺構としては、官衙的な遺構と考えられるものは検出できなかったが、これに関連する竪穴住居址が確認された。

第6地点では、恒川B地籍から連続すると思われる古墳時代後期の住居址4軒を確認し、該期の集落構造を解明するうえで本地点の果たす重要性が再確認された。

昭和60年度調査第8地点では、平安時代後期の大規模な溝址・掘立柱建物址・墨書土器等が検出され、官衙的性格を受け継いでいる可能性が指摘された。また、検出された中世の生活面と良好な陶磁器類は、本遺跡群のなかでも特に集中した状況を示しており、中世における本地点の果たした役割を考えるうえで重要であると判断された。

本年度調査地点は、従前の調査結果から古代伊那郡衙の官衙ブロックが存在する可能性の最も 高い地点の一つである。



調査地点及び官衙的遺構分布概要図 第2図

- 1. 第1地点(57年度) 5. 第5地点 (58年度)
- 2. 第2地点 (57年度) 6. 第6地点 (58年度)
- 10. 第10地点 (61年度) 9. 第9地点 (60年度)
- 柱建物址群 14·15. 恒川B地籍掘立柱建物址群 16. 恒川A地籍掘立柱建物址群 17. 田中地籍掘立柱建物址群 18. 高岡 1号古墳
- 3. 第3地点 (57年度)
- 4. 第4地点(57年度)
- 7. 第7地点 (59年度) 11. 第11地点(62年度)
- 8. 第8地点(60年度) 12・13. 新屋敷遺跡掘立

2.調 査

本年度調査地は桑園が営まれていたが、地権者の同意が得られ、昨年度と同様、面的な調査を 実施するはこびとなった。

(1) 調査区の設定

重機を導入して桑の抜去・表土剥ぎ等の作業を行った後、東西 $10m \times$ 南北28m、西辺に東西 $8m \times$ 南北4mの張出しを持つ調査区を設定した。隣接の既調査地がトレンチ等の部分的な調査であったため、本調査区では独自に2m単位の方眼を設定した。グリッドは南から北へA \sim P列、西から東へ $4\sim$ 15列とし、350mを調査した。

(2) 基本層序

本調査地における土層堆積状況は既調査箇所における状況と基本的に共通しており、各層は西から東へ緩やかに傾斜しているものの安定した状態で堆積している。

土層は、上層から耕土・黄色砂土・暗褐色砂質土・褐色土の順に堆積しており、部分的に黄色砂土まで上層からの撹乱が及んでいる。暗褐色砂質土の上面は、既調査箇所と同様、近世の耕作面で畝状を呈している。暗褐色砂質土の上部から中世の遺物に混じって近世の遺物が、下部から主に中世の遺物がまとまって出土している。褐色土からは主に平安時代以前の遺物が出土しており、この層の上面で各種遺構が確認された。

(3)遺 構

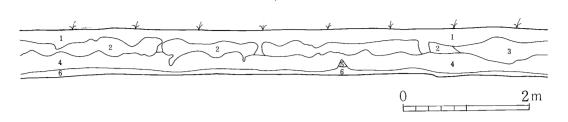
今回確認された遺構には竪穴住居址・掘立柱建物址・溝址・柱穴列・方形周溝墓等がある。な お遺構番号は既調査箇所からの一連の番号とした。

竪穴住居址は弥生時代後期から中世にかけての9軒が確認され、古墳時代後期の竪穴住居址が多く、奈良時代、平安時代のものは12・15号住居址の各1軒ずつある。弥生時代後期後半の11号住居址は張出し部西端で検出されたが、昭和58年度調査第5地点で確認された弥生時代後期初頭の集落に近接している。

掘立柱建物址は奈良時代の12号住居址に重複して1棟確認されたが、出土遺物・重複関係等による本址の時期の決定は困難である。また調査区北側の柱穴群として把握されたものの中には掘立柱建物址を構成する可能性のあるものがあるが、15号住居址より新しい。

溝址11は古墳時代に比定され、覆土上部から管玉・臼玉のほか炭化米が出土しており、また上面から平安時代の緑釉小鉢・中世の土鍋等が出土している。

土坑7は覆土から中世陶器等が出土しており、その形態から飯田城二之丸跡、下伊那郡上郷町 栗屋元遺跡で確認された方形竪穴と考えられる。



1. 耕 土

- 4. 暗褐色土(砂質)
- 2. 黄色砂土 (未満水の堆積)
- 5. 焼 土
- 3. 耕土と黄色砂土混じり (撹乱)
- 6. 褐色土(遺物混入)

第3図 土層図



第4図 調査区及び遺構分布図

(4) 遺物

本調査区からは遺構を中心に弥生時代から近世に至るまでの土器・石器等の遺物が出土しているが、中でも古墳時代から平安時代のものが主体的である。

弥牛時代の遺物には後期の壷・甕がある。

古墳時代の遺物としては土師器・須恵器の他、管玉・臼玉等が出土した。

奈良時代の遺物は土師器・須恵器蓋・甕等がある。

平安時代の遺物は土師器・須恵器・灰釉陶器の他、緑釉陶器がある。なお15号住居址からは生活用具の良好なセットが得られたほか、鉄滓・拳大の穀物の塊が出土した。

中世の遺物は天目茶碗・土鍋等の中世陶器の他、副葬された貨銭等がある。

₩ ま と め

本調査地はこれまでの調査結果や地形等から官衙域の中心的位置にあたると予想されたが、これを裏付ける諸遺構・遺物は検出できなかった。とはいえ、幾つかの知見が得られ、一定の成果が得られた。

弥生時代後期後半に位置づけられる11号住居址は、第5地点で確認された弥生時代後期初頭の 集落と近接した位置にあり、この地区における集落の変遷を究明するうえで重要である。また国 道バイパス調査時に検出された同時期の集落とあわせて考えることで、遺跡群内での集落移動の 実体がより具体的に把握された。本調査地に一部分がかかった方形周溝墓もほぼ同時期であり、 周辺の集落との関係を検討する中で弥生時代後期の土地利用の有様が浮びあがってこよう。

古墳時代後期の竪穴住居址は、これまでの調査結果から本調査地でも濃密に分布することが予測されていたが、裏付けが得られ、加えて、集落の北側を区画する位置から溝址11が検出された。遺跡群の中で該期の集落の広がりが具体的に把握されたことは古代伊那郡衙成立のプロセスを解明し、官衙ブロックを抽出する上で大きな手掛りとなろう。

一方、郡衙として機能した期間中に竪穴住居が営まれたこと、官衙的性格を反映した遺構・遺物が確認されなかったこと及びこれまでの調査結果から総合的に考えると、検出された諸遺構が官衙の中心的部分を構成していたとは考え難い。しかし官衙の外縁部分にあたる居住空間が把握されつつあることから、官衙の中心部分を絞り込む一要素となり得るといえる。

中世では、竪穴住居址のほか調査区の北東で溝址11の上面から土鍋等が一括して出土するなど第8地点にかけて広く中世の生活面が広がっていたと考えられる。また調査区南半の広い範囲から陶器片・貨銭等の遺物が出土しており、墓壙は確認不能であったものの焼土の分布から火葬墓群の存在が考えられる。両者の年代的関係等検討すべき点が多いが、中世集落の実体を解明する

緒となろう。

また調査期間中文化庁の指導を得、全国的な調査をふまえて地形やこれまでの調査結果等を総合的に検討した結果、倉垣外地籍に官衙の中心部分が求められたことは、何より大きな成果であった。

これまで概括してきたように幾つかの成果が上がった反面、面的な調査を実施したとはいえ限られた面積の中では調査地点相互の関係について有機的な位置づけがなされたとは言い難い。今回の調査の結果、倉垣外地籍に官衙の中心部分が存在する可能性が強まったが、同地籍周辺で集中的に調査を実施し官衙の中枢の検出に努める一方、各調査地点が官衙の中でどのような役割を果たしていたか更に追究することが不可欠と言える。

図版Ⅰ

調査区全景





奈良・平安 時代住居址



12号住居址



15 号 住 居 址

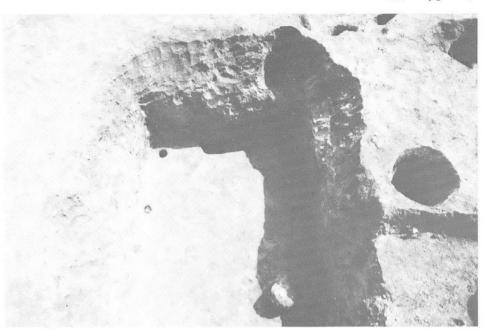
掘立柱建物址 2



溝 址 11



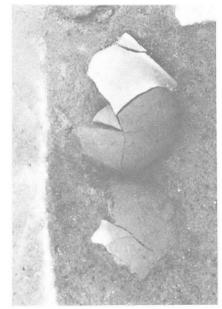
土 坑 7



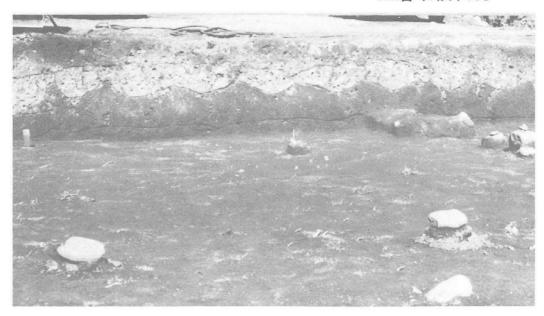
緑釉陶器



12号住居址遺物出土状況



土層堆積状況

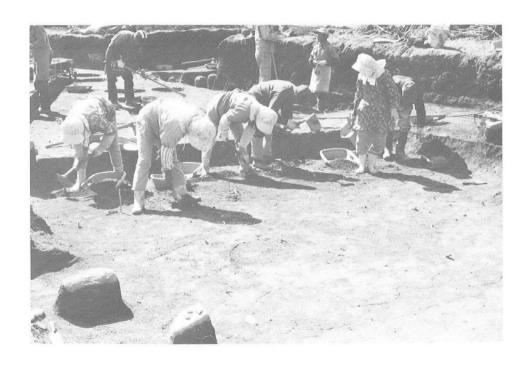


見学会風景



作業風景





恒 川 遺 跡 群

一 昭和62年度範囲確認調査概報 一

発行日 昭和 63年 3月 31日

発行者 飯田市教育委員会

長野県飯田市大久保町2534番地

印刷所 侑 飯 田 プ リ ン ト

! •